

山梨県選挙管理委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年一月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙区名

三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡

一四、二八六

中巨摩郡

五、四一六

南都留郡

一二、九四九

甲府市

五一、七三八

富士吉田市

一三、五三一

都留市・西桂町

九、五八一

山梨市

九、六七九

大月市

六、七九五

韮崎市

八、一一五

南アルプス市

一九、七〇六

北杜市

一三、四四〇

甲斐市

二〇、七八六

笛吹市

一九、一九四

上野原市・北都留郡

六、九四六

甲州市
中央市

八、八〇三
八、一八五